

(別添2) 客観評価評価基準

(A) 事務所の評価【24.0点】

事務所に所属する技術職員数及び有資格者数及び業務実績について評価を行う。

ア 技術職員数【3.0点】

技術職員数 (人)	評価点
200～	3.0
100～199	2.5
50～99	2.0
20～49	1.5
～19	1.0

イ 有資格者数【3.0点】

有資格者数 (人)	評価点
150～	3.0
100～149	2.5
50～99	2.0
20～49	1.5
～19	1.0

※有資格者数は、一級建築士（構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を含む）の有資格者数とする。

ウ 設計業務実績【9.0点】

設計業務実績の件数（最大3件）について評価を行う。実績件数に応じた配点にて評価する。

実績業務	配点	件数	評価のウェイト	評価点
①以下の実績のうち延床面積が3,900㎡以上のもの	3.0		1.0	配点×件数 ×評価のウェイト
②以下の実績のうち延床面積が2,000㎡以上3,900㎡未満のもの	3.0		0.5	配点×件数 ×評価のウェイト
③以下の実績のうち延床面積が2,000㎡未満のもの	3.0		0.1	配点×件数 ×評価のウェイト

※1 日本国内における、令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型四に該当し、省エネ性能表示に関する第三者認証制度（BELS）において「ZEBready」以上を取得した延床面積3,900㎡以上の建物の新築に係る設計業務（平成26年4月1日以降に業務が完了しているものに限る。）を元請けとして行った実績。

エ サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）の実績【9.0点】

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）が採択された事業における設計実績（最大3件）について評価を行う。実績件数に応じた配点にて評価する。

実績業務	配点	件数	評価点
サステナブル建築物等先導事業 （木造先導型）	3.0		配点×件数

(B) 技術者の評価【21.0点】

事務所に所属する技術職員数及び有資格者数について評価を行う。

ア 技術者の設計実績【15.0点】

配置技術者	業務実績	評価点
業務管理責任者	※1の設計実績	3.0
建築総合主任技術者	※1の設計実績	3.0
建築構造主任技術者	※1の設計実績	3.0
電気設備主任技術者	※1の設計実績	3.0
機械設備主任技術者	※1の設計実績	3.0

- ※1 日本国内における、令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型四に該当し、省エネ性能表示に関する第三者認証制度（BELS）において「ZEBready」以上を取得した延床面積3,900㎡以上の建物の新築に係る設計業務実績（平成26年4月1日以降に業務が完了しているものに限る。）を行った実績。

イ 技術者の経験年数【6.0点】

配置技術者の経験年数を下表により評価する。

業務管理責任者の場合

経験年数（年）	評価点
23～	1.0
18～22	0.8
13～17	0.6
～12	0.4

主任技術者の場合

経験年数（年）	評価点
13～	1.0
8～12	0.8
5～7	0.6
～4	0.4

計算は下記の表のとおりとする。

配置技術者	配点	評価のウェイト	評価点
業務管理責任者	2.0		配点×評価のウェイト
建築総合主任技術者	1.0		配点×評価のウェイト
建築構造主任技術者	1.0		配点×評価のウェイト
電気設備主任技術者	1.0		配点×評価のウェイト
機械設備主任技術者	1.0		配点×評価のウェイト